

令和8年3月4日

第1回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
同意第 1 号	厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 1 号	令和 8 年度厚真町一般会計予算について
議案第 2 号	令和 8 年度厚真町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 号	令和 8 年度厚真町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 4 号	令和 8 年度厚真町介護保険事業特別会計予算について
議案第 5 号	令和 8 年度厚真町簡易水道事業会計予算について
議案第 6 号	令和 8 年度厚真町下水道事業会計予算について
議案第 7 号	令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 6 号）について
議案第 8 号	令和 7 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 号	令和 7 年度厚真町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 0 号	令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第 5 号））について
議案第 1 1 号	令和 7 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（介護サービス事業勘定補正予算（第 3 号））について
議案第 1 2 号	厚真町議会の議決事件に関する条例の一部改正について
議案第 1 3 号	厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第 1 4 号	厚真町手数料徴収条例の一部改正について
議案第 1 5 号	厚真町職員旅費支給条例の一部改正について
議案第 1 6 号	厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第 1 7 号	証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 1 8 号	厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第 1 9 号	厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について
議案第 2 0 号	厚真町高齢者生活支援条例の一部改正について
議案第 2 1 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 2 2 号	厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
議案第 2 3 号	厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例の全部改正について
議案第 2 4 号	準用河川ハビウ川改修工事請負契約の変更について
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について（厚真町穀類乾燥調製貯蔵施設）
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について（厚真町有牧野宇隆牧場）
議案第 2 7 号	厚真町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
報告第 1 号	専決処分（北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その 2）請負契約の変更）の報告について
報告第 2 号	専決処分（北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その 3）請負契約の変更）の報告について
報告第 3 号	所管事務調査報告について（各常任委員会）
報告第 4 号	委員会調査報告について（新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会、総合計画策定に関する調査特別委員会）
報告第 5 号	現金出納例月検査の結果報告について

同意第 1 号

厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について

厚真町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

山本隆司

議案第12号

厚真町議会の議決事件に関する条例の一部改正について

厚真町議会の議決事件に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

厚真町議会の議決事件に関する条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 団体自治の根幹をなす町の意志や主張を内外に宣明し、もって町政運営の基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「印鑑登録者」を「被登録者」に改め、「法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を、「利用者証明用電子証明書をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

厚真町手数料徴収条例の一部改正について

厚真町手数料徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町手数料徴収条例の一部を改正する条例

厚真町手数料徴収条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「200円」の次に「（多機能端末機により交付する場合は300円）」を加え、同条第29号中「100円」の次に「（多機能端末機により交付する場合は300円）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

厚真町職員旅費支給条例の一部改正について

厚真町職員旅費支給条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

厚真町職員旅費支給条例（昭和25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,800」を「11,500」に改める

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（昭和38年条例第16号）
の一部を次のように改正する。

別表中「9,800」を「11,500」に改める

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について

証人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の費用弁償に関する条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,800」を「11,500」に改める

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中「68,000」を「72,000」に、「45,000」を
「47,000」に、「40,000」を「42,000」に、「72,000」
を「76,000」に、「44,000」を「46,000」に、「32,000」
を「34,000」に、「10,000」を「10,600」
に、「9,500」を「10,000」に、「9,500」を「10,000」
に、「13,500」を「14,300」に、「86,000」を「91,000」
に、「43,000」を「45,000」に、「215,000」を「227,000」
に、「25,100」を「26,600」に改める。

別表第3中「9,800円」を「11,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について

厚真町一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚真町一般職の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「町有職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他」を削り、同項第2号中「町有職員住宅その他」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

厚真町高齢者生活支援条例の一部改正について

厚真町高齢者生活支援条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町高齢者生活支援条例の一部を改正する条例

厚真町高齢者生活支援条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町は」の次に「、予算の範囲内において」を加え、「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第4条から第8条までを削る。

第9条中「の施行」を「に基づく事業の実施」に、「規則で」を「別に」に改め、第4条とする。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条関係）

事業名	内容	対象者
生活管理指導短期宿泊事業	要介護状態への進行を防止するため、特別養護老人ホーム等において短期の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業（介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の対象となる部分を除く。）	1 社会的理由若しくは私的理由又は家族の状況の変化により、一時的に保護を要すると町長が認めた高齢者 2 要介護者及び要支援者で区分支給限度基準額を超えた者であつて、緊急的に保護を要すると町長が認めた者
緊急通報装置設置事業	在宅のひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病等の救急救助体制を構築する事業	ひとり暮らしの高齢者で身体上の理由により緊急事態に機敏に行動することが困難な者
補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の	聴力の低下のため日常生活に支障があり、補聴器

	難聴の高齢者に対し補聴器の購入に要する費用等の一部を助成する事業	の使用が必要である高齢者
介護タクシー利用支援事業	在宅の要介護者が医療機関に通院するために介護タクシーを利用する場合において、その費用の一部を補助する事業（介護保険法による保険給付の対象となる部分を除く。）	在宅の高齢者であって、介護保険法による要支援又は要介護の認定を受けた者のうち、乗用車等一般の車両の利用が困難な者

附則第1項の項番号を削り、同項を附則とし、附則第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条の2第1項第1号イ中「及び」を「、」に改め、「（以下、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同項第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条第1項第1号中「100分の8.74」を「100分の8.72」に改め、同項第3号中「30,514円」を「30,153円」に改め、同項第4号中「30,287円」を「29,684円」に、「15,143円」を

「14,842円」に、「22,715円」を「22,263円」に改める。

第18条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の6の6第1項第1号中「100分の2.61」を「100分の2.50」に改め、同項第3号中「9,330円」を「9,230円」に改め、同項第4号中「9,261円」を「9,086円」に、「4,630円」を「4,543円」に、「6,945円」を「6,814円」に改める。

第18条の11第1項第1号中「100分の1.96」を「100分の2.04」に改め、同項第3号中「9,375円」を「9,333円」に改め、同項第4号中「7,354円」を「7,283円」に改める。

第18条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額

の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第27条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第18条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第18条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第18条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 第18条の15の所得割の保険料率は100分の0.29とする。
- (2) 第18条の14の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。
- (3) 第18条の14の18歳以上被保険者均等割額は、対象の被保険者1人について200円とする。
- (4) 第18条の14の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

イ 特定世帯 500円

ウ 特定継続世帯 750円

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第3項中「次条」を「第21条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期)

第20条の2 前条第1項の規定にかかわらず、地方税法第318条の規定により個人の町民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯(以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる第1期とする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険料の納期は、前条

第1項に掲げる納期とする。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、町長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険料の納期について、前条第3項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。

第21条第1項中「第18条の6の3」の次に「若しくは第18条の14」を、「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第22条の3第1項(同条第3項)の次に「又は第4項」を加え、「第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、次条の3第4項第1号(同条第6項)を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで」に改め、「次項において同じ。)に定める額の算定」の次に「若しくは第22条の5第1項に定める額の算定」を加え、同条第2項中「若しくは第18条の6の3の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」を「、第18条の6の3、第18条の8若しくは第18条の14の額又は第22条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第22条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の5第1項に定め

る額」に改める。

第22条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「次号及び第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第18条の17第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第18条の17第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。

第22条の2中「第15条第1項及び前条第1項」を「第15条第1項、第18条の6の4、第18条の9及び第18条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第22条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替え

られた同条第1項各号」とを、「第18条の6の6」との次に「
「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」とを加え、
「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、第5項を第6項と
し、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の17」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の17第3項」と読み替えるものとする。

第22条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の17」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の17第2項」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の17第3項」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との後に「
「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との後に「
「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を

加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の17」と読み替えるものとする。
- 第22条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、第7項中「第18条」とあるのは「第18条の17」と読み替えるものとする。
- 第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第5項、第22条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該

年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第18条の17第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条の17第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行規則)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第13条、第13条の2、第18条、第18条の6、第18条の6の6、第18条の11、第18条の13から第18条の17まで及び第20条から第22条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例（昭和60年条例第1号）の一
部を次のように改正する。

第2条の表中「幌里牧場」、「勇払郡厚真町字幌里359番地ほか」及び「2
28, 411平方メートル」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 23 号

厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例の全部改正について

厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例を次のように制定しようとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例

厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例（令和2年条例第23号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光又は風力を電気に変換する設備及びこれらの設備と一体となって使用される蓄電池その他の附属設備（これらの附属設備のみを設置するものを除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の周辺に居住している者
 - イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
 - ウ 事業区域の属する又は周辺の自治会
 - エ その他町長が特に認めた者

（適用事業）

第3条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては適用しない。

（町の責務）

第4条 町は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を行うものとする。

- 2 町は、事業者が、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、及び地域住民等の理解を得るよう努めることができるよう必要な支援を行うものとする。
- 3 町（町が事業者の構成員となる場合を含む。）が行う再生可能エネルギー

発電事業については、この条例の制定趣旨を尊重し、安全で安心な生活環境及び良好な自然環境の保全に努め、地域住民等の理解を求める努力を怠ってはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、関係法令等及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、災害により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、町その他関係機関と協議の上、速やかに対処するとともに、地域住民等に周知しなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

(禁止区域)

第6条 町長は、災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、再生可能エネルギー発電事業の内容が関係法令等の定め適合しているものである場合は、この限りではない。

3 町長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

4 町長は、前3項により、禁止区域を指定、変更又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(区域の指定)

第7条 前条に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(4) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の砂防指定地

- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林の区域
- (7) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (8) 自然環境及び住環境が良好な地区のうち、その地区における自然環境及び住環境を保全することが特に必要と認められるものとして、規則で定める区域

（配慮事項）

第8条 町長は、事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次に掲げるものについては、配慮が必要な事項（以下「配慮事項」という。）として、事業者に特段の配慮を求めることができる。

- (1) 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。
- (2) 健康被害の予防に関すること。
- (3) 防災及び安全対策に関すること。
- (4) 地域住民等への対応に関すること。
- (5) 発電設備設置後の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

（事前協議）

第9条 事業者は、第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、再生可能エネルギー発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 町長は、前項の指導又は助言を行うに当たり、当該事業が地域の自然環境、生活環境又は防災上の観点から専門的な判断を要すると認めるときは、学識経験者その他の専門的知見を有する者の意見を聴くことができる。

（地域住民等への説明）

第10条 事業者は、次条第1項の届出をしようとするときは、地域住民等に対し、あらかじめ説明会等を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の周知を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域住民等から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとし、地域住民等から求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、地域住民等への周知状況を記録した書類を添えて、事業計画を規則で定めるところにより、町長へ届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状

(4) 再生可能エネルギー発電設備を設置する位置、構造及び発電出力

(5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。

4 町長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事完了の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第13条 事業者から再生可能エネルギー発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に町長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、

廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項の措置が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(維持管理)

第15条 事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態を保つよう維持管理しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第17条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、町長が指定する町の職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第18条 町長は、必要があると認められるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第5条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(2) この条例の規定による協議、説明、報告若しくは届出（以下「届出等」という。）を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(3) 事業者が正当な理由なく第11条第1項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(4) 第15条に規定する維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき若しくは被害を与えるおそれがあるとき。

(5) 第14条第2項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、

廃棄その他必要な措置を講じないとき。

(6) 事業者が前条第1項の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項の規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は勧告により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町長に報告しなければならない。

(命令)

第19条 町長は、前条第2項の規定による勧告に正当な理由なく従わないときは、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができる。

2 事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町長に報告しなければならない。

(公表)

第20条 町長は、前条の命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第21条 国又は他の地方公共団体が行う再生可能エネルギー発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用し、同日までに改正前の条例による届出をしたものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第13条から第20条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第3条に該当する再生可能エネルギー発電事

業の全ての事業者について適用する。

- 4 この条例の施行の際現に設置され又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備がその増設若しくは更新をすることにより、第3条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。
- 5 第11条に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

議案第 24 号

準用河川ハビウ川河川改修工事請負契約の変更について

町議会の議決を経て契約した工事請負契約を次のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

準用河川ハビウ川河川改修工事請負契約（令和7年8月20日第5回臨時会議案第2号により議決）について、次のとおり変更するものとする。

契約金額の事項中「83,710,000円」を「97,636,000円」に改める。

議案第 25 号

指定管理者の指定について

厚真町穀類乾燥調製貯蔵施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

1 公の施設の名称

厚真町穀類乾燥調製貯蔵施設

2 指定管理者となる団体の名称及び所在

名称 とまこまい広域農業協同組合

所在 厚真町錦町10番地2

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

議案第 26 号

指定管理者の指定について

厚真町町有牧野の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 公の施設の名称
厚真町有牧野（宇隆牧場）
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在
名称 GOODGOOD株式会社
所在 札幌市北区北七条西4丁目1-1-607
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その2）請負契約の変更について
北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その2）請負契約（令和7年7月28日
第4回臨時会議案第2号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が
生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負
契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「61,930,000円」を「66,770,000円」に改め
る。

令和8年2月17日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月4日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その3）請負契約の変更について
北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その3）請負契約（令和7年8月20日
第5回臨時会議案第1号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が
生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負
契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「109,670,000円」を「111,452,000円」に
改める。

令和8年2月18日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗